

国際組織法B

科目ナンバリング ILA-316
選択 2単位

則武 輝幸

1. 授業の概要(ねらい)

今日の国際社会においては、われわれの日常生活のあらゆる分野について、条約に基づいて、国際社会の公共利益を実現するために、国連をはじめ数百の国際機構(=国際組織)が設立され、活動している。国際機構の存在を抜きにしては、現代の国際関係を正確に理解することはできない。これらの国際機構を設立し、活動を規律する法、すなわち国際機構法(=国際組織法)について、最新の具体的事例を踏まえて講義する。講義の構成としては、従来なされてきたような各国国際機構ごとのタテ割りの解説ではなく、各国国際機構に共通する論点ごとに、いわば横断的に分析をしていくという形態をとる。

2. 授業の到達目標

①国際法の発展科目として、基本条約の締結により国際機構が設立されること、国際社会の変化に対応するために基本条約が改正される場合があること、目的を達成し終えた、もしくは、目的の達成が不可能になった国際機構が解散する場合もあることについて、理解できるようになる。

②国際法の発展科目として、国際機構内部の組織構造について理解できるようになる。

③国際法の発展科目として、国際機構の意思決定のための制度について理解できるようになる。

④国際法の発展科目として、国際機構の財政的基盤について理解できるようになる。

3. 成績評価の方法および基準

原則として、期末試験100%で評価する。中間試験やレポートは実施しない(詳しくは第1回で指示する)。

4. 教科書・参考文献

教科書

渡部 茂己・望月 康恵 編著 『国際機構論(総合編)』 (国際書院)
2015年度よりテキストを変更しているため、2012年度以前入学の諸君は注意されたい。

参考文献

シドニー・D・ペイリー 著、庄司 克宏、庄司 真理子、則武 輝幸、渡部 茂己訳 『国際連合』 (国際書院)

モーリス・ベルトラン 著、横田 洋三 監訳 『国連再生のシナリオ』 (国際書院)

モーリス・ベルトラン 著、横田 洋三・大久保 亜樹 訳 『国連の可能性と限界』 (国際書院)

渡部 茂己 『国際機構の機能と組織[第二版]』 (国際書院)

横田 洋三 編著 『国際機構入門』 (国際書院)

国際連合広報局編 『国際連合の基礎知識(2014年版)』 (関西学院大学出版会)

河辺 一郎 『国連と日本』 (岩波書店)

外岡 英俊 『国連新時代—オリーブと牙』 (筑摩書房)

佐藤 哲夫 『国際組織法』 (有斐閣)

庄司 克宏 編 『国際機構』 (岩波書店)

内田 孟男 編 『国際機構論』 (ミネルヴァ書房)

横田 洋三 監修 『入門国際機構』 (法律文化社)

横田 洋三 編著 『新版国際機構論』 (2011年度までのテキスト) (国際書院)

横田 洋三 編著 『新国際機構論 上』 (2014年度までのテキスト) (国際書院)

横田 洋三 編著 『新国際機構論 下』 (国際書院)

則武 輝幸・吉村 祥子 編著 『国際機構論(活動編)』 (2019年発行予定) (国際書院)

5. 準備学修の内容

必ず教科書・プリントで予習・復習をして、自学自習の習慣を身に付けて頂きたい。

毎回、予習プリントと復習プリントを配布するので、必ず記入して提出すること(詳しくは、授業内で指示する)。

教室に座ってさえすれば単位をもらえると思っているならば、大間違いである。

6. その他履修上の注意事項

①春期の国際組織法Ⅰを必ず履修した上で、受講して頂きたい。その他、国際法(歴史・法源)、国際法(主体)、国際法(空間)、国際法(秩序維持)、国際人権法、国際安全保障法、国際経済法Ⅰ・Ⅱ、国際関係論Ⅰ・Ⅱ、国際裁判所論Ⅰ・Ⅱ、国際政治学Ⅰ・Ⅱ、外交史Ⅰ・Ⅱ、EU法Ⅰ・Ⅱ、国際ボランティア概論Ⅰ・Ⅱ。ことに国際法(歴史・法源)、国際法(主体)、国際関係論Ⅰ・Ⅱの単位を既に取得し、同じ3年次配当の国際法(空間)、国際法(秩序維持)、国際経済法Ⅰ・Ⅱ、国際裁判所論Ⅰ・Ⅱを並行して履修していることが、極力望ましい。

②毎日、新聞の国際欄を読んだり、テレビのニュースを見たりして、自発的に国際問題に対する関心を深めるよう、努力して頂きたい。

③テキストの順序に従って講義するが、随時、補足のためにプリントも配布する。講義の初日と最終日のみ出席するようないい加減な受講態度では、単位の取得は望めない。「先生の話はだまって聞きましょうね」、「勝手にお外に出てはいけません」とは幼稚園児が習うことである。幼稚園児「未満」の振舞いは、誠に謹んで頂きたい。途中で出て行くつもりなら、初めから来なくてよい。

7. 授業内容

- 【第1回】 教科書の構成に従って、以下の順序で講義する。
オリエンテーション
- 【第2回】 春期の国際組織法Ⅰの試験の答え合わせ
- 【第3回】 国際機構の設立と解散①
国際機構の設立—基本条約の締結
基本条約の性格
- 【第4回】 国際機構の設立と解散②
国際機構の新規設立—国連
- 【第5回】 国際機構の設立と解散③
国際機構の新規設立—化学兵器禁止機関(OPCW)

- 【第6回】 国際機構の設立と解散④
国際機構の新規設立－国際海底機構(ISA)
- 【第7回】 国際機構の設立と解散⑤
国際機構の新規設立－包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)
- 【第8回】 国際機構の設立と解散⑥
国際機構の新規設立－世界貿易機関(WTO)、東南アジア諸国連合(ASEAN)
- 【第9回】 国際機構の設立と解散⑦
国際行政連合からの発展
既存の国際機構からの分離独立による国際機構の設立
既存の国際機構の主導による新機構の設立
- 【第10回】 国際機構の設立と解散⑧
基本条約の解釈による変容－黙示的権能
内部機関の決議による変容
- 【第11回】 国際機構の設立と解散⑨
基本条約の改正による変容－機関・権限の拡大
- 【第12回】 国際機構の設立と解散⑩
基本条約の改正による変容－機関・権限の縮小
- 【第13回】 国際機構の設立と解散⑪
国際機構の解散
- 【第14回】 国際機構の組織構造(事務局、国際公務員)
国際機構の組織構造
国際公務員
国連の組織改革
- 【第15回】 国際機構の意思決定
国際機構の財政
注1 たゞし、以上は大まかな予定であり、必ずしもこの通りに進行するとは限らない。
注2 安全保障、軍縮・軍備管理・不拡散、人権・人道、開発援助、国際通貨・金融、貿易、環境・資源、社会・文化・教育などの分野で、国際機構が具体的にどのような活動をしているのかについても、必要に応じて適宜触れることにする。